

愛知県総合教育センター跡地売却に向けた公募型プロポーザル 募集要項等に関する質問回答

No	資料名	該 当 箇 所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1	募集要項	5	3	(5)	ア		「公図上隣接地地番が特定できない箇所及び登記はされているものの位置が特定できない近・隣接地が存在しますが、所有権者との境界確認及び道路境界に関する道路管理者との協議は完了」とあります。参加資格を得たのち、境界確認書等関連資料を閲覧できると考えて良いですか。ご教授下さい。	参加資格の確認後、必要に応じて境界確認に関する関連資料を閲覧することは可能です。 なお、隣接所有権者との境界確認及び道路境界に関する道路管理者との協議を完了した結果が、別紙6現況測量図に反映されておりますので、御確認ください。
2	募集要項	9	3	(6)	ア		対象地の用途制限として「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」のただし書きで（イ）物流施設は除かれているが、対象地で新たに操業する工場の生産物を主に保管・運搬する目的での物流施設の立地は可能でしょうか。 可能だが立地基準等で制限がかかる場合はその内容をご教授ください。	主な用途が日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する工場施設であれば、それに付随する物流施設の立地は可能です。
3	募集要項	14	4	(1)			「応募者以外の者であっても、県有財産売買仮契約を締結する者でなければ、本公募に関連する業務を直接受託し、請け負い、又はその他事業に携わることは可能です。」とは当然と思われます。応募者は何に留意すべきと促されているのでしょうか。ご教授下さい。	様式5-3「事業実施体制及び資金計画に関する提案」において、応募者とともに、応募者以外で事業に携わる者（出資者、融資金融機関、保険会社、アドバイザー、事業の運営を委託する等）の提案を求めています。 上記の応募者以外の者が本公募に関連する業務に携わることに制限はない旨を明示しております。
4	別紙11 行政財産使用許可設置物	1					「④導水管」の位置と「別紙12愛知県尾張東部浄水場（工業用水道）導水管関係資料」3頁目の導水管の位置（本物件を横断している位置）が異なっている様に見えます。同じ管でしょうかそれとも別の管でしょうか。ご教授ください。	別紙11の④導水管と、別紙12の導水管は同じ管です。 別紙12図面上の町道愛知池線は、改良工事前の状態であるため、現在の位置とは異なりますので、御注意ください。